

①・変更

工事執行機関 41510 県北流域下水道建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成28年9月12日
工事番号	16-41510-0011	工事名	積算業務委託（下水整備・交付）	着工	平成28年9月12日
入札執行年月日	平成28年9月9日	発注種別	その他	完成	平成29年1月19日
審議番号	公所		本庁		
路線・河川名	県北浄化センター			予定価格	
工事箇所 自	伊達郡国見町大字徳江地内			4,446,360	
至					
工事概要	積算業務 管渠1式				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
(公財) 福島県下水道公社	福島市大町5番6号		
	(1)	4,100,000	(2)
	(3)		(4)
			4,428,000

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

1	工事概要	
	(1) 工事名称	積算業務委託（下水整備・交付）
	(2) 施行箇所	県北浄化センター 伊達郡国見町大字徳江地内
	(3) 概要	積算業務 管渠 1式
2	随意契約の理由	
		積算業務を行うにあたっては、県が定める「標準積算基準」によることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積りを収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められるため。
		積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要であるため。
		発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められるため。
3	随意契約の相手方	
		公益財団法人福島県下水道公社は、長年にわたり県や市町村の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認められる県内唯一の機関である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」及び県財務規則施行通達269条関係1-(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当するため。

変更契約の内容

変更契約年月日	
変更後の完成年月日	
変更後の契約金額	
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減）	
<input type="checkbox"/> 2 （舗装）工事追加による増減	
<input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	